

1. 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策

- 今年3月24日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」においては、「不正事案の発生やそれに伴う損害の発生をできる限り少なくするためには、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要である。このため、成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う。」とされている。
- 既に一部金融機関は後見制度支援信託の取扱いを開始し、信託制度を利用して成年後見制度の支援を行っている。
- 一方で、当該信託については、取り扱っている金融機関の店舗数の少なさが指摘されており、店舗数の多い金融機関に対して、当該信託に並立・代替する新たな制度の検討が期待されている。
- 現在、全国銀行協会が、法務省等の関係機関と協力して、新たな制度について検討会を開始予定とのこと。金融庁も検討会にオブザーバーとして参加し、しっかりサポートする。

2. 決算発表

- 大手銀行の平成29年3月期決算については、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや、金利上昇により債券関係の損益が悪化したことなどにより、全体の当期純利益が前年比で減少。
- 昨年度は、日本銀行のマイナス金利政策による低金利環境の加速、6月のイギリスのEU離脱(Brexit)に関する投票結果や11月のアメリカ大統領選の結果などの海外の政治イベントによる市場の動揺など、各行にとっては、収益確保に向けた経営の創意工夫が試される1年であったと承知。

- 今期も、低金利環境の継続や、地政学リスク等による先行きの不確実性の高まり等、さまざまな国内外の経済・市場環境等に変化が起こりうる。各行においては、イールドカーブの傾きに依存した横並びの伝統的な銀行業に固執することなく、自らのビジネスモデルを検証し、より安定的な収益基盤の構築を行っていただきたい。

3. 優越的地位の濫用防止態勢、利益相反管理の強化

- 銀行、信託、証券等による多様なサービスの提供を行う金融機関グループにおいては、こうしたサービスの提供が優越的地位の濫用等といったコンプライアンス上の問題を生じさせないのはもちろんのこと、顧客本位の業務運営が行われ、顧客に最適な商品・サービスの提供が行われることが必要。
- 一部の大手金融機関では、グループ連携ビジネスの強化方針を掲げており、また、低金利環境下で企業による社債調達などが増えていることから、グループ内エンティティ間での連携が更に増えていくと考えられる。
- グループ連携ビジネスの推進は、顧客ニーズにきめ細かく対応できる点で顧客利便に適う面もあるが、顧客本位の業務運営の観点から、営業職員へのインセンティブ付けや業績評価の枠組み及び営業の適切性に係るモニタリングのあり方について、必要に応じ見直しを行っていただきたい。

(以上)